

# ウェブサイト構築サービス約款

この「ウェブサイト構築サービス約款」（以下「本約款」という。）は、お申込者と株式会社先駆（以下「当社」という。）間のウェブサイト制作委託契約（以下「本契約」という。）に適用される。

## 第1条（契約の成立）

1. お申込者は、本契約を申し込む場合、当社に対して当社指定の方法で申し込みを行う。
2. 当社は、本契約の申込みの日から3営業日以内に、申込みの諾否をお申込者に対して電子メールで送信するものとする。なお、承諾の場合は、注文請書を添付する。
3. 当社が本契約の申込みを承諾する旨をお申込者の指定するメールアドレスに到達したことをもって、本契約の成立とする。
4. 本契約は事業者であるお申込者が事業として又は事業のために使用するサービスについての契約であるため、クーリングオフの適用対象外となる。

## 第2条（請負契約）

1. 本契約の締結により、お申込者は、注文請書に記載のウェブサイトの制作業務（以下、「本件業務」という。）を当社に委託し、当社はこれを受託する。
2. 当社は第3条2項にてお申込者の承認した構成案、サイトマップ案及びデザイン案のとおりウェブサイト（以下「本ウェブサイト」という。）を完成させる。
3. 本件業務は請負契約とする。
4. 本件業務には、ウェブサイトの検収後の仕様の変更・コンテンツの更新は含まれないものとし、それらのサービスを希望するときは別途契約を締結して、料金を当社に支払うものとする。

## 第3条（お申込者の協力義務）

1. お申込者が、当社からロゴマーク、イラスト、イメージ、テキスト、動画及び音楽等の本ウェブサイトの素材の提出を求められたときは、これに協力しなければならないものとする。
2. 当社は本ウェブサイトの制作過程で、必要に応じて構成案、サイトマップ案及びデザインの案の承認をお申込者に求めることができるものとし、お申込者は、当社の指定する日までに可否を通知するものとする。お申込者が当社の指定する日までにデザイン案等の可否を当社に通知しない場合は、これを承認したものとみなす。
3. お申込者が定められた期日までに前二項を行わない場合は、当社は履行遅滞の責めを負わないものとし、お申込者は当社と協議のうえ、本ウェブサイトの納入期日を変更しなければならないものとする。

## 第4条（納入・検収）

1. 当社は納期までにサーバにアップロードする方法等により、お申込者に対して本ウェブサイトを納入するものとする。
2. 当社が納期までに本ウェブサイトを納入できないと判断したときは、お申込者にその旨を申し入れ、お申込者と協議のうえ、変更契約書を締結することにより納期を変更できるものとする。ただし、

納期の遅延が当社の故意又は過失によるときはこの限りでない。

3. お申込者は本ウェブサイトの納入の日から 7 日以内に検収を行い、第 3 条第 2 項により承認した構成、サイトマップ及びデザインどおりに、本ウェブサイトが制作されていることを確認し、合格の場合は検収完了を証する書面を当社に交付するものとし、不合格である場合には、速やかに理由とともに当社に通知するものとする。
4. 前項の期間内にお申込者から当社に不合格通知がなされない場合、検収に合格したものとみなす。
5. 当社が本ウェブサイトの不合格通知を受領したときは、当社はお申込者と協議するとともに当該瑕疵等を修補し、再度、お申込者による検収を受けなければならないものとする。

## 第 5 条（委託料の支払い）

お申込者は当社に対して、本件業務の対価として注文請書に記載の代金を、支払期日までに支払うものとする。

## 第 6 条（再委託）

当社は本件業務の一部を当社の責任において第三者に再委託することができる。この場合、当社はお申込者に対し、再委託先の行為について当社の行為と同等の責任を負うものとする。

## 第 7 条（瑕疵担保責任）

1. 第 4 条の検収によっても発見できなかった瑕疵が、本ウェブサイトの納入後 1 ヶ月以内に発見された場合、お申込者は当社に対して瑕疵の修補の請求ができるものとする。
2. 本ウェブサイトの瑕疵が重大なため、お申込者が本契約について目的を達成できない場合は、お申込者は本契約を解除することができるものとする。
3. 前各項に関わらずお申込者が当社の指定する動作環境を満たさない使用環境下で発生した不具合、及びお申込者がプログラムコードに手を加えた結果、発生した不具合については、当社は一切の責任を負わないものとする。
4. 当社は、本条に定めるもの以外に、本契約に関し一切の瑕疵担保責任を負わないものとする。

## 第 8 条（権利不侵害の保証）

当社は、本ウェブサイトが第三者の著作権その他の権利を侵害しないことを保証する。

## 第 9 条（損害賠償の範囲）

1. 当社がお申込者に対して負担する損害賠償は、当社の責めに基づく事由によってお申込者が直接かつ現実に被った通常の損害に限られるものとする。当社は、いかなる場合においても、本ウェブサイトの使用に付随もしくは関連して生じる逸失利益、間接的もしくは特別な事情による損失及び損害について、一切責任を負わないものとする。
2. 当社がお申込者に対して負担する損害賠償額の上限は、制作費の金額とする。
3. 当社の責めにより当社が本ウェブサイトを納期までに納入できない場合は、お申込者は、ウェブサイト制作費に対して納期の翌日から納入完了日までの年 5%（年 365 日日割計算）の割合を乗じた遅延損害金を当社に請求できるものとする。
4. 当社が本契約に関してお申込者に対して負う責任は、本条第 1 項乃至 3 項に規定するものが全てであり、これを超えて、本契約に関連してお申込者の被った利益の喪失、データ損失にかかる損害、情報

漏洩に関する損害、財産的損害、信用損害その他一切の損害について、当社は理由の如何を問わず責任を負わないものとする。

5. お申込者が本契約に違反して当社に損害を与えた場合、当社はお申込者に対して、当社の被った通常の損害の賠償を請求できるものとする。

## 第 10 条（著作権の帰属）

1. 本ウェブサイトに関する著作権（著作権法第 27 条又は第 28 条に関する権利を含む。）は、制作費が支払われたときに、当社からお申込者に移転するものとする。ただし、ウェブサイトに共通に利用されるウェブ素材、ならびにHTML、スクリプト、ルーチン及びモジュール等、の著作権は、当社又は当社に権利を許諾している者に留保されるものとする。当社は、当該共通部分の著作物をお申込者が追加費用の支払いを要することなく、本ウェブサイトを利用するのに必要な範囲で使用することを許諾する。
2. 前項にもかかわらず、本ウェブサイトには第三者のウェブ素材が含まれる場合は、その著作権は当社に権利を許諾している者に留保されるものとする。当社又はお申込者が指定できる第三者のウェブ素材は、商用利用が可能なものに限るものとする。なお、当社及びお申込者は、第三者のウェブ素材の使用許諾契約を遵守しなければならないものとする
3. 当社は本ウェブサイトにつき著作権者人格権を行使しないものとする。

## 第 11 条（第三者ソフトウェアの利用）

1. 本ウェブサイトを構成する一部として第三者ソフトウェア（フリーウェアを含む）が必要となる場合、お申込者は、その使用許諾条件に同意の上、当該第三者ソフトウェアを使用するものとする。
2. 当社は、前項所定の第三者ソフトウェアの瑕疵、権利侵害等については、権利侵害又は瑕疵の存在を知りながら、若しくは重大な過失により知らずに告げなかった場合を除き、一切の責任を負わない。

## 第 12 条（権利義務の譲渡禁止）

お申込者及び当社は、相手方の承諾なく本契約から生ずる権利義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

## 第 13 条（秘密保持）

1. お申込者及び当社は、本契約の有効期間内及び本契約終了後 5 年間、本契約に基づき知り得た相手方の営業上又は技術上等の秘密及び個人情報を他に漏洩してはならない。ただし、次の各号に定めるものについてはこの限りではない。
  - ① 既に公知である情報
  - ② 秘密情報を受領した後自己の責めに帰すことなく公知となった情報
  - ③ 第三者から機密保持義務を負うことなく取得した情報
  - ④ 相手方から開示された情報によらず独自に開発した情報
  - ⑤ 法令の定めに基づき権限を有する官公署から開示を要求された情報
2. お申込者及び当社は、本契約の内容を遂行する上で相手方の保有する個人情報を取得したり、又はお申込者から開示を受けたりした場合は、かかる個人情報を法令の規定に従って適切に保管するための合理的な措置を講ずるとともに、相手方の書面による承諾なしに、第三者に開示、漏洩、提供

し又は使用させてはならないものとする。

## 第 14 条（遅延損害金）

お申込者が本契約に基づく金銭債務の支払を遅延したときは、当社に対して、支払期日の翌日から支払い済みに至るまで、年 14.6%（年 365 日日割計算）の割合による遅延損害金を支払うものとする。

## 第 15 条（保証）

当社は、お申込者に対し、本ウェブサイトの市場性又は特定目的への適合性などいかなる意味においても、明示もしくは黙示の保証など如何なる方式においても、本契約に定める以外の保証責任を一切負わない。

## 第 16 条（通知）

1. お申込者は、以下の各号のいずれかのお申込者情報に変更が生じたときは、遅滞なく当社に通知するとともに、当社から要請があったときは、変更届等の必要書類を当社に提出するものとする。
  - ① 法人名
  - ② 住所
  - ③ 電子メールアドレス
  - ④ 電話番号
2. 当社が、お申込者情報の住所又は電子メールアドレス宛に通知したときは、当該通知は通常到達すべきときに到達したものとみなす。
3. お申込者が第 1 項に規定される通知又は変更届等の提出を怠ったことが原因で、不利益を被った場合においても、当社に対して一切の異議を申し立てることができない。

## 第 17 条（ウェブサイト完成前の解約又は解除に伴う措置）

当社の責めに帰さない事由により、お申込者が本ウェブサイトの完成前に本契約を解約する場合は、当社に対して書面にて通知するとともに、通知の日から 2 週間以内に制作費の総合計金額に本件業務の進捗率を乗じた違約金を当社は支払わなければならない。お申込者が本契約に違反し、当社より契約を解除された場合も同様とする。

## 第 18 条（無催告解除及び期限の利益喪失）

1. お申込者又は当社相手方が以下の各号のいずれかに該当したときは、相手方への催告をしないで直ちに本契約の全部又は一部を解除し、又は役務の提供を一次停止することができる。なお、この場合でも違反をした相手方への損害賠償の請求を妨げない。
  - ① 監督官庁から営業停止又は営業免許もしくは営業登録の取消し等の処分を受けたとき
  - ② 差押、仮差押、仮処分、強制執行、担保権の実行としての競売、租税滞納処分その他これらに準じる手続きが開始されたとき
  - ③ 破産、民事再生、会社更生又は特別清算の手続開始決定等の申立がなされたとき
  - ④ 自ら振り出し又は引き受けた手形もしくは小切手が 1 回でも不渡りになったとき、又は支払停

止状態に至ったとき

- ⑤ 合併による消滅、資本の減少、営業の廃止・変更又は解散決議がなされたとき
  - ⑥ 災害、労働争議等、本契約の履行を困難にする事項が生じたとき
  - ⑦ その他、資産、信用、又は支払能力に重大な変更が生じたとき
  - ⑧ 第 19 条（反社会的勢力の排除）に違反したとき
  - ⑨ 相手方に対する詐術その他の背信的行為があったとき
2. お申込者及び当社は相手方が本契約のいずれかに違反し、相当期間を定めた催告によっても相手方がこれを是正しないときは、本契約の全部又は一部を解除し、又は役務の提供を一次停止することができる。なお、この場合でも違反をした相手方への損害賠償の請求を妨げない。
  3. お申込者又は当社が前二項のいずれかに該当したときは、当然に期限の利益を喪失し、相手方に対して負っている一切の債務を直ちに完済するものとする。

## 第 19 条（反社会的勢力の排除）

1. 当社及びお申込者は、以下の各号を表明保証するとともに、将来にわたっても各号を遵守することを確約する。
  - ① 自らが反社会的勢力(暴力団員、暴力団、暴力団員と密接な関係を有する者、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団及びこれらに準ずるものをいう)に該当せず、かつ反社会的勢力に協力・関与していないこと
  - ② 自らの役員、実質的に経営を支配する者、親会社、子会社又は関連会社が前号に該当しないこと
  - ③ 自らが、又は第三者を利用して、相手方に対して、暴行、傷害、脅迫、恐喝、威圧等の暴力的行為又は詐欺的手法等を用いて不当な要求行為、業務の妨害及び信用の毀損をする行為等を行わないこと
2. 前項違反を理由に本契約が解除された場合、解除された者は、その相手方に対し、相手方の被った損害を賠償するものとする。また、解除された者は、解除により生じる損害について、その相手方に対して一切の請求を行わないものとする。

## 第 20 条（不可抗力）

天災地変、政府又は政府機関の行為、地域の封鎖、火災、嵐、洪水、地震、津波、稲妻、台風、疫病、戦争、紛争状態、テロ、反乱、革命、暴動、爆発、海難、ストライキ、工場閉鎖、サボタージュその他労働争議、交通の寸断、通信回線の障害、停電、エネルギー供給又は統制、その他不可抗力による本契約の全部又は一部（金銭債務を除く）の履行遅滞又は履行不能については、いずれの当事者もその責任を負わない。ただし、当該事由により影響を受けた当事者は、当該事由の発生を速やかに相手方に通知するとともに、回復するための合理的な努力をするものとする。

## 第 21 条（残存条項）

本契約の終了後も第 9 条(損害賠償の範囲)、第 12 条（権利義務の譲渡禁止）乃至第 17 条（ウェブサイト完成前の解約又は解除に伴う措置）、第 20 条（不可抗力）、第 22 条（準拠法及び管轄合意）、第 23 条（協議事項）の条項は効力を有するものとする。

## 第 22 条（準拠法及び管轄合意）

1. 本契約の準拠法は日本法とする。

2. お申込者及び当社は本契約に関して生じたお申込者当社間の一切の紛争について、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所をもって、第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

## **第 23 条（協議事項）**

本契約に定めのない事項その他本契約に関して生じた疑義については、両当事者が誠意をもって協議し決定する。

## **第 24 条（個人情報の取り扱い）**

お申込者は、下記URL の当社の「個人情報保護方針」に同意したうえで、本契約の締結を申し込むものとする。

URL:<https://senku.jp/privacy-policy/>

## **第 25 条（本約款の変更）**

1. 当社は、当社のホームページにおいて1カ月以上前に告知することにより、本約款を変更することができる。ただし、変更内容が誤字や脱字の修正等の軽微な変更、又はお申込者の一般の利益に適合する場合、当社は直ちに本約款を変更することができる。
2. お申込者が、本約款の変更に同意しないときは、本契約を解除することができる。本項に基づく解除の効果は、将来に向かって生じるものとし、遡及しないものとする。
3. お申込者が改訂日までに本約款の変更に同意しない旨の申出をしない場合は、変更に同意したものとみなす。

2020年12月1日 施行